

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「佐賀市男女共同参画を推進する条例」に掲げる基本理念のもとに、市民一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず社会のあらゆる分野において、その個性と能力を發揮することができる佐賀市の実現をめざします。

また、本計画は「佐賀市配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者の支援に関する基本計画」と一体的に策定することから、DV防止に関する理念についても、ここに掲げます。

（1）男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

（2）生涯にわたる心身の健康

男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、それぞれの人生のあり方を自ら決定できるよう配慮されること。

（3）家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の看護及び介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、それらの活動以外の活動を行うことができるようにすること。

（4）社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。

（5）政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が平等に確保されること。

（6）国際的協調

男女共同参画の推進に関する取り組みが、国際的協調の下に行われること。

（7）ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶

犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDVの根絶、被害者の支援に向けた取り組みが行われること。

2 計画の特徴

- (1) 男女共同参画社会の実現に関する基本的な考え方については、第一次、第二次の「佐賀市男女共同参画計画」を継承しています。
- (2) 第二次「佐賀市男女共同参画計画」における取り組みの評価と検証を行い、課題を整理するとともに、関係法令、市の関係計画等との整合性を図り、より実効性のある計画内容としました。
- (3) この計画で「基本方向Ⅳ」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定める「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) この計画で「基本方向Ⅴ」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」と位置付けます。
- (5) 成果目標を基本方向ごとに設け、市民意識調査等にて測ることであります。また、施策の達成状況を明確にするため、基本方向の達成に向けて担当課が実施する施策の事業に数値目標を設定しています。

3 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づき策定し、その理念を踏まえ、国・県などの計画と整合性を図りながら推進するものです。
- (2) この計画は、「第2次佐賀市総合計画」の個別計画として策定するとともに、他の個別計画との整合性を図り策定しています。
- (3) この計画は、「佐賀市男女共同参画を推進する条例」第11条に基づき策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。
- (4) この計画は、佐賀市における男女共同参画社会の実現のために、行政とともに、市民、事業者、自治組織等、教育に携わる者が一体となって取り組むために策定されたものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年とします。

5 重点的に推進すべき取組

これまで見てきた国、県の動向及び現れてきた課題を受け、以下の重点的に推進すべき取組を通して、ダイバーシティ^{※1}（多様性）が実現された社会、すなわち、市民一人ひとりが互いに尊重し合い、社会生活と家庭生活のいずれにおいても、性別等に関わりなくそれぞれの多様な個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざしていきます。

（1）防災分野における男女共同参画の推進

「基本方向Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり」

■重点目標2 家庭や地域社会における男女共同参画の推進

平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災の発生により、防災・避難等における女性の視点や必要性が、今まで考えられていた以上に重要であることが明らかになりました。

防災分野での取り組みの推進にあたっては、普段から女性が地域活動に参加・参画していくことが重要であり、今後は、各種地域団体の方針決定過程及び地域活動、防災活動等の担い手としての女性の参画について、啓発していく必要があります。

○取組例

- ・防災分野における女性の参画の推進
- ・女性消防団員の育成指導

（2）女性の活躍の推進

「基本方向Ⅳ 男女が共に働きやすい環境づくり」

■重点目標2 女性の就労環境の改善

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）の公布・施行に伴い、これまで以上に、男女がともに能力を十分発揮できるよう、男性の意識改革を含め、女性の活躍推進に向けた取り組みが必要となります。

○取組例

- ・女性の再就職支援
- ・事業主行動計画の策定推進

（3）ワーク・ライフ・バランス^{※2}の推進

「基本方向Ⅳ 男女が共に働きやすい環境づくり」

■重点目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進

市民一人ひとりが、年齢や性別に関わらず、就労については自身の責任を果たすとともに、やりがいや充実を感じながら働くことができ、一方では家庭や地域生活などにも積極的に関わることができる、多様な生き方を選択できることが必要です。そのためには、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直すことなどにより、仕事だけでなく家事、育児や介護、地域活動にも参画できる社会の実現をめざしていかねばなりません。

○取組例

- ・事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進及び研修会等の開催

※1 ダイバーシティ (P117 参照)

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

※2 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) (P117 参照)

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいう。